## 平成30年2月市議会建設水道委員会資料

# 第40号議案 長崎市公園条例の一部を改正する条例

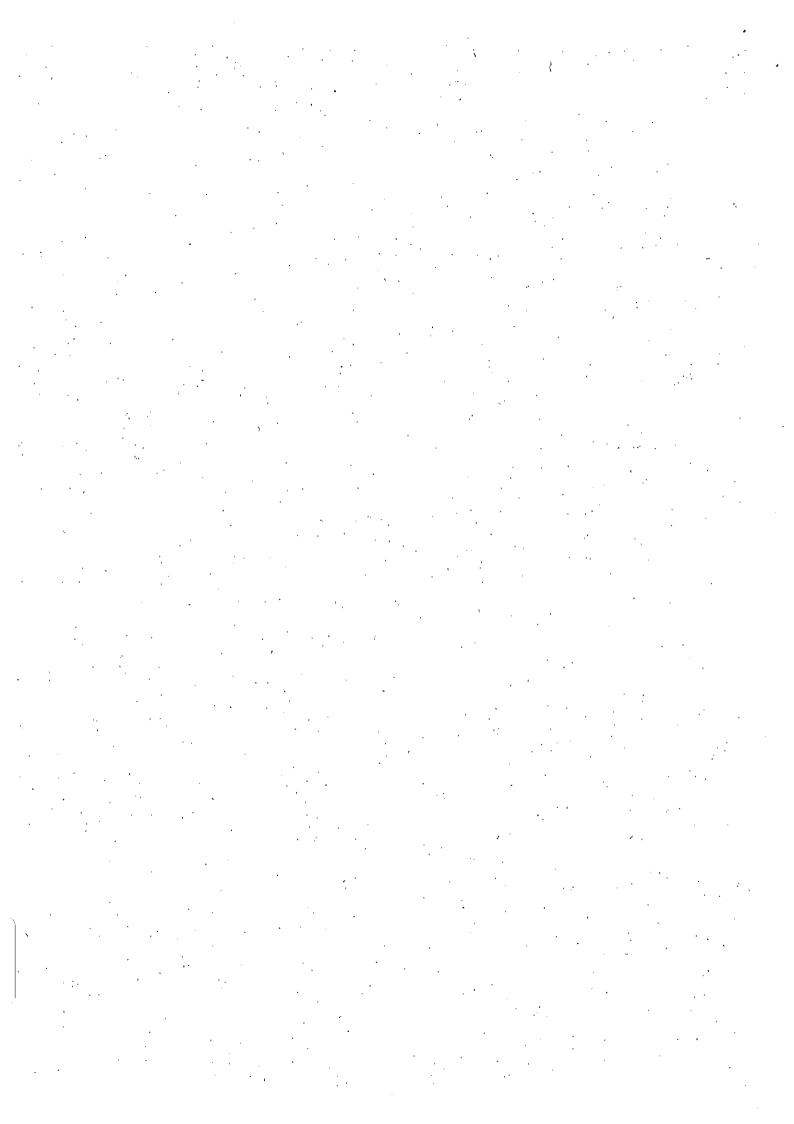
# 目次

1	長崎市公園条例の一部を改正する条例について	• • • • • •	1~5ページ
---	-----------------------	-------------	--------

2 長崎市公園条例新旧対照表 …… 6~8ページ

土木部

平成30年2月



## 1 長崎市公園条例の一部を改正する条例について

#### (1) 改正主旨

野母崎総合運動公園水泳プールについては、利用者数が減少傾向にあり、学校プールとしての機能は、平成26年4月開校の青潮学園に移っている。また、同施設は、築40年が経過し老朽化が進んでおり、引き続き使用した場合多額の修繕費が必要となることから、同プールを廃止しようとするもの。

なお、同プール跡地に恐竜博物館を建設する予定であり、建設に伴う地質調査を平成30年秋から実施する予定としているため、例年通り7月21日から8月31日までは使用するものとする。

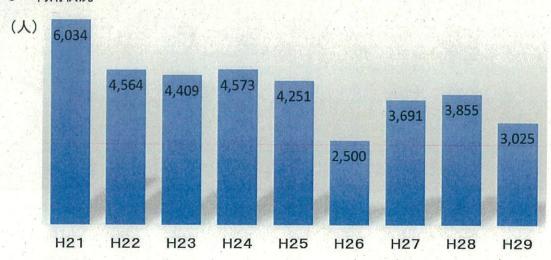
#### (2) 廃止日

平成 30 年 9 月 1 日

#### 2 施設の概要

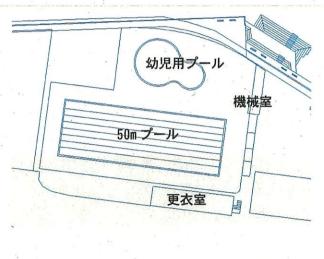
設置	昭和 52 年
施設	50m プール:8 レーン (深さ1.1~1.25m) 幼児用プール:ひょうたん型 (深さ0.35m) 更衣室:シャワー、トイレ等併設 機械室
利用期間	毎年度 7月21日から8月31日まで

#### 3 利用状況



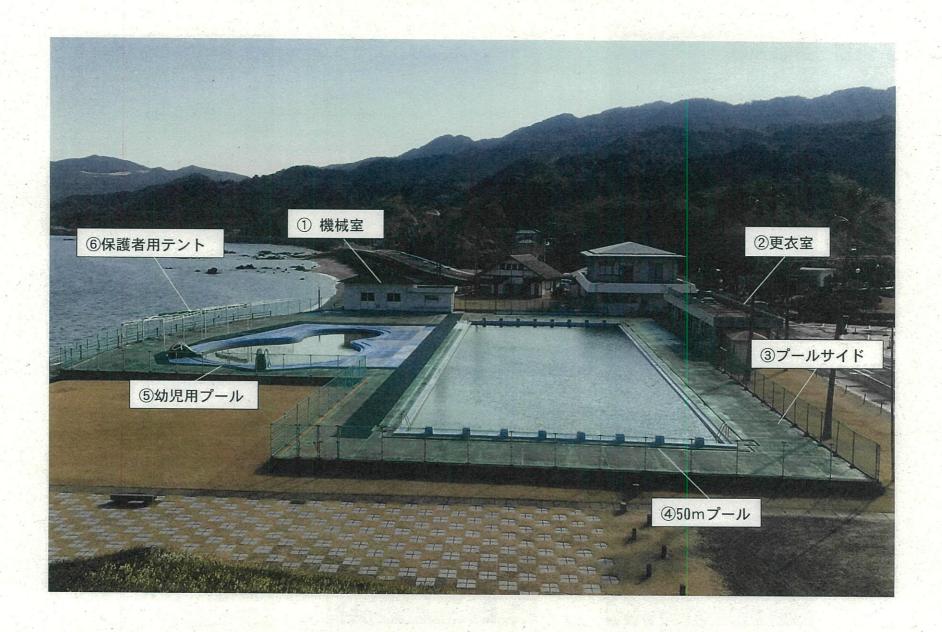
## 4 位置図・配置図





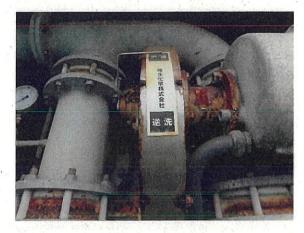
## 5 平面図





# ① 機械室(ろ過機)





② 更衣室









# ③ プールサイド





⑥保護者用テント





(市長による管理)

第12条

2 前項の場合においては、第8条、第9条第1項及び第3項、第10条並 びに別表第3の規定の適用については、第8条中「指定管理者」とある のは「市長」と、第9条第1項中「野母崎公園の有料公園施設の利用に 係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければ ならない」とあるのは「別表第3に掲げる使用料を市長に納入しなけれ ばならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定 管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料について は、市長が別に」と、第10条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認 を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上 その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、 別表第3第1項及び第2項中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用 料」と、同表第3項中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」と、 同項第1号中「とする」とあるのは、「とし、本市に所在する学校又は 社会教育団体が教育のために利用する場合の使用料は、無料とする。こ の場合において、当該学校又は社会教育団体は、指導者を配置し、かつ、 利用日の5日前までに市長の承認を得なければならない」と、同項第2 号中「指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

(市長による管理)

第12条

2 前項の場合においては、第8条、第9条第1項及び第3項、第10条並びに別表第3の規定の適用については、第8条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第1項中「野母崎公園の有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第3に掲げる使用料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に」と、第10条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部」と、別表第3第1項及び第2項中「基準額」及び「金額」とあるのは「使用料」

악]								
					• ***			_
<u>.</u>		_					 	
	· ,				•		 ,	
-	e e	_		-				
		,		,		-		

この場合における承認の基準は、野母崎総合運動公園水泳プールの利用 形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める」とあるのは「市 長が別に定める」とし、第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。 別表第1 (第4条関係)

 野母崎総合運動公園運動場

 野母崎総合運動公園庭球場

 野母崎総合運動公園水泳プール

別表第3 (第9条関係)

3 野母崎総合運動公園水泳プールの利用に係る基準額

(1) 通常の料金

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	金額(1回につき)
一般又は高等学校の生	<u>m</u>
<u>徒</u>	410
小学校の児童又は中学	200
校の生徒	
幼児	100
備考 一般又は高等学	校の生徒が幼児、小学校の児童等の監視又は付
添いのために入場す	ろ提合の金額は 1回につき900円とする

(2) 回数券又は期間通用券の料金

区分 回数券 期間通用券

\_とし、第9条第2項及び第4項の規定は適用しない。

別表第1 (第4条関係)

野母崎総合運動公園

野母崎総合運動公園運動場

野母崎総合運動公園庭球場

別表第3(第9条関係)

削除

	(11回分)	
一般又は高等学校	<u> </u>	<u> </u>
の生徒	4,100	12,050
小学校の児童又は	2 <u>,000</u>	<u>5,880</u>
中学校の生徒		
幼児	1,000	<u>2,940</u>
備考 期間通用券	の有効期間は、指定	定管理者があらかじめ市長の

承認を受けて定めるものとする。この場合における承認の基準 は、野母崎総合運動公園水泳プールの利用形態、利用者の利便 性等を勘案して市長が別に定める。

## 備考

- 1 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。
- 2 「幼児」とは、就学前の者(3歳未満の者を除く。)をいう。

備考

「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童、中学校の生徒及び高等 学校の生徒を除く。)をいう。